

一宮市ごみボックス設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物（以下「ごみ」という。）の鳥獣によるごみの散乱被害を防止し、清潔で快適な生活環境の維持を図るため、ごみ集積場所にごみボックスを設置する町内会に、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とし、その交付については、一宮市補助金交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積場所 町内会と市が協議して定めた、町内会が管理するごみの排出場所
- (2) ごみボックス ごみを収納するために用いる箱状のネット又は格子金網等で覆われた折りたたみ式又は固定式のもので、ごみが入っていることが視認でき、耐久性のあるもの
- (3) 町内会 ごみ集積場所を管理している町内会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす町内会とする。

- (1) 設置したごみボックスを含むごみ集積場所を適正に管理でき、市が定める誓約事項を遵守できること
 - (2) ごみボックスの設置について、近隣住民等関係者の同意が得られ、その利用を予定する住民への周知ができること
- 2 補助金の交付申請及び請求は、町会長が行うものとする。

(補助対象物)

第4条 補助金の交付の対象となるごみボックスは、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 新品（未使用）であり、補助金の交付申請日の属する年度に町内会で購入されたもの

- (2) 市と協議し、ごみ集積場所の設置等の申込み手続きを経て設置されたもの
- (3) 補助金の交付申請をする町内会が管理するごみ集積場所に設置されたもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、ごみボックス本体の購入又は本体作製に用いた材料の購入に要した費用とする。

- 2 前項の費用には、購入の際に要した送料、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。
- 3 購入時のポイント利用や値引きによる実費減額分は補助対象経費としない。
- 4 本体以外の整備に要した費用、本体の修繕に要した費用は補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の交付はごみボックス1台ごとに行い、1台あたりの補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。)とし、20,000円を限度とする。

- 2 1町内会が1年度で申請できるごみボックスの台数は1台とする。ただし、町内会からの報告に基づく広報紙の各戸配布数が100世帯を超える場合は、100世帯を超える毎に1台追加するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする町内会の町会長は、補助対象物の設置完了後、一宮市ごみボックス設置補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下、「交付申請書兼請求書」という。)に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、交付申請書兼請求書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

- (1) 販売店が発行する領収書、レシートその他の次のアからエに掲げる内容が確認できる書類の写し

- ア 購入品名
- イ 購入日
- ウ 購入費用
- エ 購入者名

- (2) 設置後のごみ集積場所の写真

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の交付申請書兼請求書は、補助対象のごみボックスの利用開始日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

- 3 規則第 11 条の規定による完了報告は、第 1 項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定及び通知)

第 8 条 市長は、前条の交付申請書兼請求書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、一宮市ごみボックス設置補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により町内会に通知しなければならない。この場合、申請書を町内会からの請求書とみなす。

- 2 補助金の交付は、町内会が指定する金融機関等の口座への口座振替によるものとする。
- 3 市長は、補助金を交付すべきでないとした場合は、一宮市ごみボックス設置補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、町内会が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 町内会が、ごみボックスの設置を取りやめたとき

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定等を受け、又は補助金の交付を受けたとき

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、一宮市ごみボックス設置補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分制限)

第 11 条 補助金の交付を受けて設置したごみボックスは、交付決定を受けた日から起算して 1 年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、2026（令和8）年4月1日から施行し、2029（令和11）年3月31日をもって廃止する。
- 2 この要綱の廃止後も、補助事業に係る補助金の交付その他補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。